

令和7年度 三鷹市介護職員等永年勤続表彰 Q & A

分類	Q	A	
対象者	1	市内の他事業所で勤務した期間を通算すると5年だが該当か。	該当します。三鷹市内の事業所で勤務していた期間が対象となりますので、職員の申告に基づき、推薦する事業所の判断で通算してください。
	2	市外の同一法人の事業所で勤務した期間を通算してもよいか。	通算できません。三鷹市内の事業所での勤務期間が対象です。
	3	介護福祉士の資格を持つ介護支援専門員は対象か。	対象になります。三鷹市内の事業所で勤務していた期間が対象です。それぞれの資格において勤務していた期間を個票に入力し、期間を通算してください。
	4	看護師等（保健師、助産師を含む。）の資格を持っているが、介護職員として採用され、介護業務のみに従事している。対象か。	対象になります。介護業務のみに従事している場合（保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務を行っていないこと）に限り、介護職員初任者研修修了の要件を満たしているものとして対象となります。勤続年数の対象期間は、介護職員として雇用されている期間となりますので、推薦書個票のD列には「介護職員として採用された日」をご記入ください。
	5	事業所に勤務して2年目に資格を取得し、今年で勤務開始から5年（資格取得後3年）になった者は該当か。	対象になりません。資格を取得してからの勤務期間で判断します。推薦書個票のD列には「資格取得日」をご記入ください。
	6	介護福祉士等の資格を持っているが、事務職として勤務している者は、該当か。	対象になりません。資格を活かして介護職員等として勤務している期間が対象となります。
	7	非常勤職員は対象か。	対象です。
	8	派遣職員は対象か。	対象になりません。介護事業所と直接雇用契約を結んでいる方が対象です。
	9	勤務期間が21年の介護職員等は対象外か。	20年以上21年未満勤続の方が対象です。 <u>ただし、令和7年度は、過去に20年表彰を受けておらず、通算して21年以上の方を「20年」として推薦できません。</u>
	10	勤務期間が9年の介護職員等がいるが、10年表彰の該当者として推薦してよいか。	<u>5年以上6年未満、10年以上11年未満又は20年以上21年未満勤続の方（令和7年度は、通算して21年以上の方を「20年」として推薦できます。）</u> が対象なので推薦できません。10年表彰に該当する年にご推薦ください。
	11	令和7年10月1日に丸5年勤務になる介護職員は推薦してよいか。	<u>令和7年9月1日時点で5年以上6年未満、10年以上11年未満又は20年以上21年未満勤続の方（令和7年度は、通算して21年以上の方を「20年」として推薦できます。）</u> が対象なので推薦できません。来年度の表彰でご推薦ください。
	12	平成27年4月から資格なしで勤務し、令和2年4月に資格を取得した者は、何年表彰の対象か。	資格を取得して勤務した期間が対象なので、5年表彰に該当します。（令和2年4月から、基準日（令和7年9月1日）までの期間は、5年5ヵ月となるためです。）
	13	年齢の制限はあるか。	年齢は問いません。
	14	勤務期間が当てはまる者がいない。	該当者がいなければ推薦書の提出は不要です。
	15	表彰式の前に退職する場合は、表彰対象となるか。	表彰対象外です。
	16	三鷹市介護保険事業者連絡協議会の会員だが、事業所の住所が三鷹市ではない。	三鷹市内の介護サービス事業所等が対象ですので、推薦できません。
	17	過去に勤務した事業所が、廃止している、または三鷹市介護保険事業者連絡協議会を退会しているが、勤務期間を通算できるか。	過去に勤務した事業所が廃止していても、当該事業所が三鷹市介護保険事業者連絡協議会に所属していた期間内の勤務分は、通算できます。
	18	三鷹市介護保険事業者連絡協議会の発足以前に三鷹市内の介護事業所に勤務していた期間は、通算できるか。	三鷹市介護保険事業者連絡協議会の発足（平成12年9月）前についても、通算可とします。ただし、介護保険制度施行前（平成12年3月以前）は、対象外とします。

令和7年度 三鷹市介護職員等永年勤続表彰 Q & A

分類	Q	A	
対象者	19	介護事業所で2年勤務した後、一度別業種で勤務し（又は介護事業所を退職）、その後再び介護事業所で3年勤務している。介護事業所で勤務していた期間が連続していないが、表彰対象となるか。	介護事業所で勤務した期間を合算して5年以上6年未満、10年以上11年未満又は20年以上21年未満勤続の方（令和7年度は、通算して21年以上の方を「20年」として推薦できます。）であれば、対象です。ただし、三鷹市内の介護事業所である必要があります。
	20	三鷹市健康福祉部障がい者支援課でも、「三鷹市障がい福祉サービス事業所等職員永年勤続表彰」を行っている。両方の表彰の推薦をすることは可能か。	各要件を満たしていれば、障がい者支援課と介護保険課の両方の表彰の推薦は可能です。
	21	障がい福祉サービス事業所等職員として2年勤務した後、介護職員等として3年勤務している。障がい福祉サービス事業所等職員と介護職員等の合算は可能か。	障がい福祉サービス事業所等職員として勤務した期間と、介護職員等として勤務した期間の合算はできません。介護職員等として勤務した期間のみ表彰対象です。
	22	介護職員等として10年勤務しており、障がい福祉サービス事業所等職員としても5年勤務している。介護職員等と障がい福祉サービス事業所等職員の勤務期間が重なっても良いか。	それぞれの職員の勤務期間が重なっていても問題ありません。各要件を満たしていれば、両方の表彰の推薦対象になります。
	23	育休・産休等の期間は勤務期間に含めても良いか。	労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定に基づく産前産後休業や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づく育児休業又は介護休業など、各種法令の規定に基づき休業等をした期間は、これを勤務したものとみなし、勤務期間に含めることは可能です。
	24	休暇は勤務期間に含めても良いか。	就業規則等の規定に基づき休暇等を取得した期間（連続して30日以下）は、これを勤務したものとみなし、勤務期間に含めることは可能です。
	25	病気療養で入院していた時期がある。勤務期間に通算して良いか。	就業規則等の規定に基づき自己都合又は負傷若しくは疾病等による病気療養により、連続して30日を超えて勤務しなかった期間がある場合（上記23で示した休業・休暇等を除く。）は、当該期間はその全てを通算できません。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく業務災害又は通勤災害（いわゆる労災）により療養した期間は、これを勤務したものとみなして通算します。
推薦	26	推薦書の氏名は略字でもよいか。	正式な漢字をご記入ください。推薦書の氏名が表彰状に記載されますので、手書きの場合は、丁寧に、分かりやすい字でご記入をお願いします。
	27	推薦後に職員の退職が決まった。どうすればよいか。	介護保険課へ至急ご連絡ください。
	28	推薦書の様式はどこに掲載されているのか。	三鷹かよおっと及び三鷹市のホームページに掲載しています。
表彰	29	表彰状は全員がもらえるのか。	被表彰者全員にお渡しします。10年及び20年以上勤続の方には、記念品もお渡しします。
	30	表彰式はあるのか。	令和7年11月12日（水）午後に表彰式を実施予定です。会場等詳細は後日ご連絡します。
	31	表彰式には誰が出席するのか。	被表彰者又は代理の方の出席をお願いしております。どなたも出席できない場合は、表彰状の受取方法を推薦書にご記入ください。
	32	表彰式に被表彰者以外の者も参加したい。	会場の都合上、被表彰者以外の見学は、事業所ごとに2人まででお願いいたします。